

## スポーツ関係団体の受動喫煙防止対策に 関するアンケート調査の結果について

### 1. アンケート調査の結果概要

調査期間：令和元年 8 月 30 日から 9 月 27 日まで

質 問：

1. 現状に関する質問	
(1)-1	現在、貴組織において、受動喫煙防止対策に関するルール・規則・規程等を設けていますか。
(1)-2	(上記で「設けていない」と回答した場合) ルール等を設けるにあたって、障害・課題となっていることはありますか。具体的にお書きください。
(2)	スポーツ庁オリンピック・パラリンピック課が発出した事務連絡（平成 31 年 4 月 25 日付け『健康増進法の一部を改正する法律』の施行について（通知）を踏まえた対応について（依頼））を踏まえ何か対応されたことがありますか。具体的にお書きください。
2. 今後に関する質問	
(1)-1	今後、貴組織において、前出の事務連絡を踏まえ、受動喫煙防止対策に関するルール・規則・規程などを設ける予定がありますか。
(1)-2	(上記で「設ける予定がない」と回答した場合) ルール等を設けるにあたって、障害・課題となりうるものはありますか。具体的にお書きください。
(2)	前出の事務連絡を踏まえ、ルール等以外で何らかの予定している取組がある場合は具体的にお書きください。
3. その他	
(1)	その他お気付きの点がある場合はお書きください。

回 答 数：118 団体から回答あり。このうち、

- 1.(1)-1 については、33 団体が既にルール等を「設けている」と回答。
- 1.(2)については、20 団体が何らかの対応を行ったと回答。
- 2.(1)-1 については、25 団体が今後ルールを「設ける予定がある」と回答。
- 2.(2)については、19 団体が予定している取組があると回答。

※実際の回答例については別紙添参照

### 2. 今後の対応

次回、令和 2 年 4 月に「健康増進法の一部を改正する法律」（平成 30 年法律第 78 号）が全面施行されることを踏まえ、令和 2 年 3 月頃を目途にアンケート調査を実施予定。

## 実際の回答例

※団体や競技が特定できないよう、表現を変えているところがある。

### 1.(1)-1：現在のルール等の設定例

- 役職員行動規範に「受動喫煙防止等を含む環境問題に配慮して行動するよう努めなければならない」と定めている。また、日本代表行動規範においても「受動喫煙の防止等、環境問題に配慮して行動する」と記し、受動喫煙防止に配慮して行動することを定めている。
- 代表チーム（強化指定選手・育成選手及びスタッフ）においては、「行動規範に関する規程」に活動期間中は禁煙とすることを明記しており、毎年度開催している研究会で徹底を図っている。
- 就業規則に所定の場所（屋外に設置している喫煙場所）以外での喫煙をしないよう記載している。
- 大会会場、会議室、事務室等、すべて運用上のルールとして禁煙としている。
- 開催会場の喫煙場所のルールに合わせて、大会プログラム等に記載し、参加者へ配布して周知徹底を行っている。
- これまで公営の体育館で各種大会及び合宿を実施しており、公営体育館の喫煙規制の範囲で喫煙を認めてきた経緯がある。しかし、今年開催した国際大会では、館内はもちろん、敷地内での喫煙は全面禁止にして実施した。
- 大会開催の際、喫煙所を明記するなど「禁煙者」、「喫煙者」の分離ができるようにしている（大会開催時には大会要項や出場選手への通知に記載して周知している）。
- 諸行事の際に会場の決められた場所に喫煙所を設置し、喫煙所以外の場所での喫煙を禁じる旨をアナウンスしている。本連盟内の競技スペースは、競技に支障を来さぬよう全館終日禁煙としている。
- 競技大会時、競技エリア内の禁煙措置。競技エリア外に喫煙所設置。

### 1.(2)：事務連絡を踏まえた対応例

- 加盟団体（都道府県協会、全国連盟等）へ、法律の趣旨を含め周知を行った。
- 本通知を踏まえて、より一層競技会場責任者と緊密に受動喫煙防止のための対策・協議を行っている。
- 当協会加盟団体及び関係団体への呼びかけを、メールと会合（部会）等で説明してきた。
- 強化合宿の実施に先立ち、参加する選手やスタッフに事業実施中の禁煙遵守を喚起している。
- 選手・スタッフについては、規程の整備、研修の実施で啓発に努めている。また、連盟が主催する大会においては、開催施設の喫煙ルールに従い、指定された喫煙所以外で喫煙することのないよう参加チームに徹底を図っている。
- 強化指定選手やスタッフについて、集合する機会にたばこの害についての講習を実施するように強化担当委員長より現場担当者に指示をしている。チーム毎に年一回「禁煙を促す取り組み」を実施し、受動喫煙に関しての指導を行っている。
- 普及指導員講習会などにおいて、本会スポーツドクターから受動喫煙と健康問題について指導する機会を設けたい。
- 本年4月に当連盟の主たる強化スタッフ等の研修会において、政府インターネットテレビのビデオ「たばこの煙の恐ろしさ 吸ってる人にも吸わない人にも 知ってもらいたいこと」を上映した。
- アンチ・ドーピング講習会において、受動喫煙を含む禁煙についての教育を行っている。

- 新たに管理する施設内での喫煙を禁止した。
- 直近の国際大会において、受動喫煙が発生しないように競技会場で配慮した。
- 各会場において、主管団体及び開催地と協力し、喫煙場所を設置する場合は受動喫煙に配慮し設置をお願いしている。
- 6月に日本国内で開催された国際大会において、大会会場内での喫煙を禁止とした。
- 競技会場内は全面禁煙としている。
- 特に未成年者の参加が多い大会の場合は、施設の規則で不十分な場合、また大会として特に必要と判断した場合は、喫煙場所について配慮している。

## 2.(2)：事務連絡を踏まえ、ルール等以外で予定している取組例

- 選手や協会役員を対象とした受動喫煙防止対策に関する周知の徹底を、研修会や役員会などで行っていきけるようにする。
- 選手や指導者に対する教育・研修の際に受動喫煙防止に関する啓発も行いたい。
- 通知文を連盟内で共有し、受動喫煙防止対策のための意見聴取を行う。
- 今後、全国ブロック長会議や社員総会等の会議体、またクラブチームへの通知文により、受動喫煙防止に留意するよう注意喚起に努めていきたいと考えている。
- 当連盟医学・安全委員会においては、稽古時・大会等における受動喫煙に係る当連盟会員の実態調査を行うとともに、その対策を精査する。
- 当連盟の「強化指定選手等行動規範」により、現行では選手について「強化指定選手等としての活動期間中は、20歳以上であっても喫煙は禁止する」としているが、これを指導者にも拡大することを検討したい。
- 当連盟が設けている「受動喫煙防止対策ガイドライン」の会員への周知徹底を指導者研修会・機関誌・ホームページ等を通じて更に強化して行う。特に研修会内においては、医師などを講師に招き、受動喫煙による健康被害についても研修内容に加えることを検討している。
- 協会としての詳細なルール制定は未済であるものの、競技会場において、選手や指導者、選手の保護者や観客等に受動喫煙が生じないよう競技大会の運営に細心の注意を払うことについては都度意見交換を行うようにしたいと考えている。
- 今後は、大会プログラムに受動喫煙防止に関するページを設け、運営者や参加者に対して意識の啓発を行う予定。